

「防犯灯」工事請負業者の皆様へ（お願い）

市に対して自治会等が、防犯灯の設置・交換等に関する補助金の申請を行う際に、添付書類として領収書のほか、工事内容を明らかにできる見積書・請求書の写及び設置証明書等が必要となります。

つきましては、自治会等から工事依頼を請けた際には、下記の点に御留意いただき書類作成に御協力いただきますようお願いいたします。

※書類の作成においては、新しい様式（当該年度用）を御使用ください。
 ※見積書や請求書の工事内容は、具体的に書いてください。

記

◆補助基準〔1灯あたり〕◆

補助区分

A	照明器具と支柱の「新設」	40,000円以内
B	照明器具と支柱の「交換」	35,000円以内
C	既存の電柱に照明器具を「新設」	20,000円以内
D	器具の「交換」（自動点滅器を含む防犯灯全部の交換に限る）	15,000円以内
E	自動点滅器の「交換」	4,000円以内
F	照明器具あるいは照明器具と支柱の「撤去」	10,000円以内

加算の
対象

『高照度防犯灯』の導入「加算」（中学校通学路対象）	10,000円以内
---------------------------	-----------

1 「防犯灯」工事全般について

(1) 器具について

必ず「自動点滅器」を備えた器具を設置してください。

(2) 見積書・請求書・領収書の発行について

補助金の申請には必ず、工事内容を明らかにできる「見積書」・「請求書」に併せて「領収書」が必要となりますので、発行をお願いします。

※ 書類の交付を受ける自治会等の名称を、正しく記載してください。

- (3) 「防犯灯設置及び撤去証明書 様式 2」の発行について（以下、「証明書」と表示いたします。）

防犯灯の新設及び交換，撤去工事を発注し，設置・撤去を行った自治会等が，市へ補助金の申請を行う場合に，別紙 様式 2 の「証明書」が必要になります。「証明書」を作成し，発行してください。

⇒ 自治会等から用紙を受け取っていただくか，又は，市のホームページ（[トップページ](#)＞暮らし・手続き＞安全安心・消防＞防犯＞防犯灯に係る補助制度）に掲載しておりますので，ダウンロードして御利用願います。

2 補助対象器具について

以下の 4 つの条件が満たされているものが対象となります。

- 「LED」の防犯灯であること
- 電気用品安全法（PSE法）の安全基準に適合していること
- 公益社団法人日本防犯設備協会が規定する技術標準「防犯灯の照度基準」（SES E1901-4）において，「ランクSS」以上の明るさを確保できること
- 東京電力エナジーパートナーとの電気料金契約区分が 20W以下であること

3 『高照度防犯灯（LED）』について

(1) 補助加算区分

中学生の通学路を対象に，「高照度防犯灯」を導入した場合，既存の補助区分（A～D）に，1万円を上限として，補助金を加算するものです。

(2) 導入に係る加算の条件

以下の 3 つの条件が満たされているものが対象となります。

- 中学校通学路であること
- 公益社団法人日本防犯設備協会が規定する技術標準「防犯灯の照度基準」（SES E1901-4）において，「ランクM」以上（HF80・FHP32 相当）の明るさを確保できること
- 東京電力エナジーパートナーとの電気料金契約区分が 20W以下であること

4 契約変更の手続きについて

蛍光灯（40w）からLED防犯灯（10w，20w）に「交換」した場合や高照度防犯灯の契約区分が20wから10wに変更となる場合は，東京電力での電気使用申込み（変更契約）の手続きが必要となります。必ず，変更手続きを行うようお願いいたします。

〔 問い合わせ先：東京電力エナジーパートナー(株)
カスタマーセンター 電話 0120-995-001 〕

◆防犯灯工事代金の「代理受領」について◆

1 代理受領制度とは？

- ・ 自治会等からの委任を受けた工事業者が、市から直接補助金を受け取ることができる制度です。（交付申請及び交付請求は、これまでどおり自治会等が行い、補助金受領のみを委任します。）
- ・ 自治会等による工事費用の一時全額支払いの負担を軽減することにより、防犯灯のLED化のさらなる促進を図ることを目的としています。

2 代理受領の対象

- ・ 完了していない工事に限ります。
⇒ それ以外については、従来どおりの「自治会等による受領」
- ・ 宇都宮市内の業者のみとします。

3 提出書類について

- ・ 工事代金の「代理受領」を行う場合は、自治会等からの委任が必要となります。代理受領に係る同意書兼委任状 **様式3-2**の受任者欄への記載・押印をお願いいたします。
- ・ 工事が完了しましたら、自治会等あてに、以下の書類の作成・発行をお願いします。
⇒ ・ 工事完了届 **様式3-3**の作成
・ 防犯灯設置及び撤去証明書 **様式2**の作成
・ 請求書（明細のわかるもの）の発行
・ 自治会等負担分の領収書の発行

【参考】「自治会等による受領」の場合の作成書類

- ⇒ ・ 防犯灯設置及び撤去証明書**様式2**の作成
・ 請求書（明細のわかるもの）の発行
・ 全額支払いの領収書

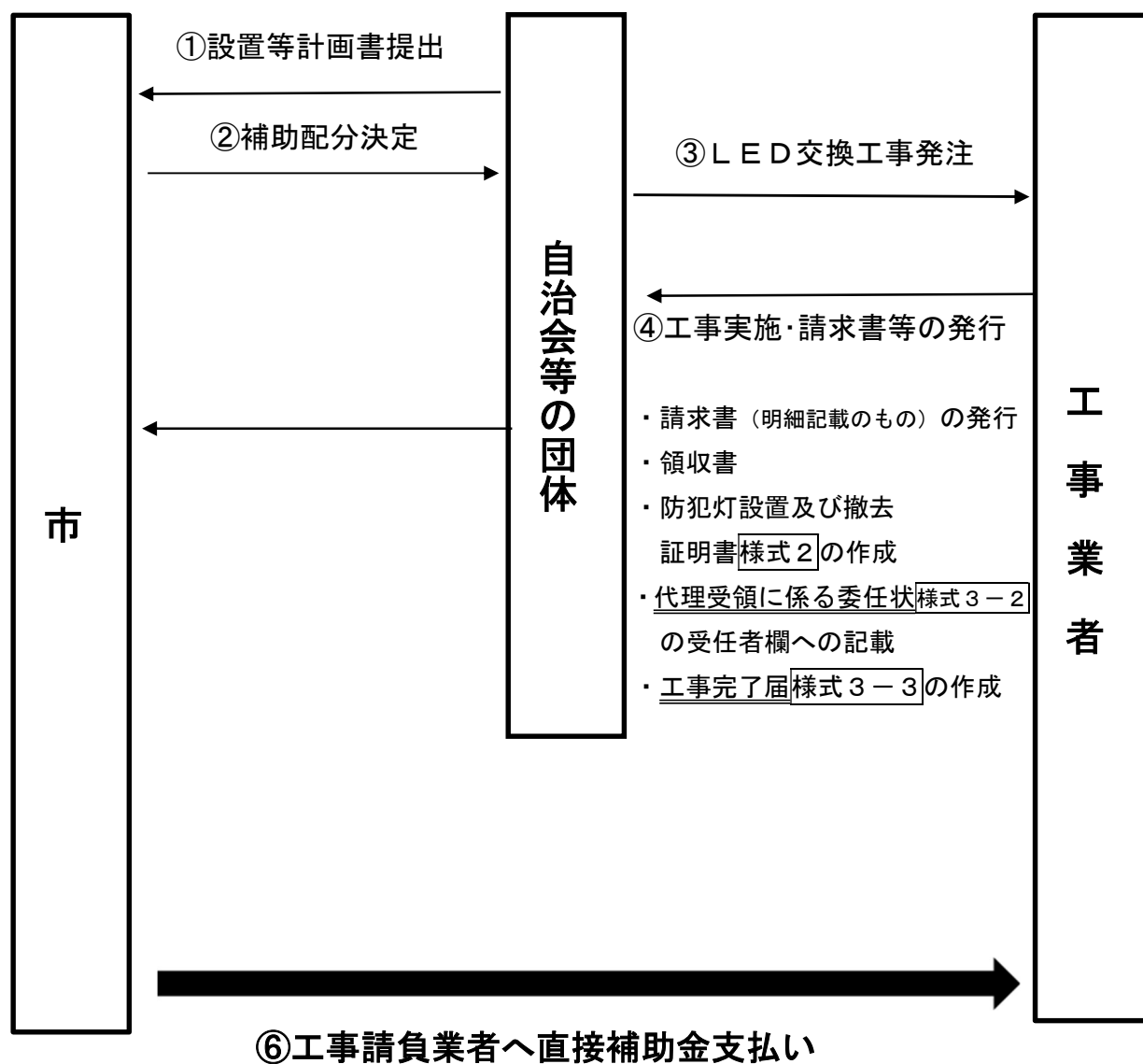
◆書類作成時のお願い◆

1つの自治会等において、「代理受領」と「自治会等による受領」が混在する場合には、受領方法ごとに分けて作成いただきますようお願いいたします。

4 補助金交付時期について

防犯灯設置等補助金の申請期間は、9～10月となっています。自治会等から書類が提出された順で支払い処理を行い、おおむね11～12月に交付となります。

5 補助金交付までの流れ



問い合わせ先

宇都宮市 市民まちづくり部

生活安心課

防犯・交通安全グループ

電話：028-632-2137